

婦人勞働資料第二號

昭和三十四年三月

# 看護婦問題についての答申書

労働省婦人少年局

## 序

婦人少年問題審議會では、労働大臣からの諮問によりまして、「女子の職場拡大の方策について」審議中でありましたが、このほど女子の適職でありながら労働条件の低いために女子の進出をはばんでいる職域の一つとして看護婦の問題につき答申を得ましたので御参考に供します。

## 答 申 書

さきに労働大臣から女子の職場拡大の具體的方策について、婦人少年問題審議會に諮問されましたので婦人少年問題審議會婦人労働部會ではこの問題について検討の結果、女子の適職でありながら女子の自由な進出がさまたげられている職業の中からまず看護婦の職業をとりあげて審議することとしました。けだし、代表的な女子の職業のうち一つをとつて検討することは、女子の職場拡大及び社會公共の福祉のために大きな示唆となるからであります。

(1)



現在看護婦免許證所有者数は約二十萬と推定され、この内賃働看護婦の数は凡そ六萬と推定されています。

看護婦の仕事は婦人に最も適した仕事であり、その能率や地位の向上が直接社會公共の福祉に關係するところが大きいにもかかわらず、知識に富む若い婦人達がこの専門的な高い仕事にたずさわることが少く、又現在看護婦になつてゐる有能な婦人達さえも、この仕事から離れようとするものが増加しています。婦人少年問題審議會婦人労働部會では過去七、八回にわたる研究討議の結果知識の高い婦人が、この仕事に入ることをごぼみ、且つ現在仕事についてゐる有能な看護婦がこの仕事から離れようとする之等の傾向が社會公共の福祉の増進をはばみ、更に看護婦の労働条件の改善や、その地位の向上に障礙となつてゐる要素として、次のようなことがらについて問題のあることが指摘されました。

### 1 賃金について

✓ A 大抵の場合食事の支給又は食費の補助があるため、現金給與があいまいにされ、低賃金の口實を與えている。

✓ B 比較の対象となる男子労働者がいないため、賃金水準が極めて低く一般に獨立的生活には到底足りない給與額が與えられてゐる。

- ✓ C 看護婦の仕事は立派な技術的仕事であるにもかかわらず、技能給が確立されていない。
- ✓ D 職業的地位の向上のために必要な經驗給に対する考慮が拂われていない。
- ✓ E 時間外労働及びこれに対する手当が正當に評價されていない。

### 2 其の他の労働条件について

- ✓ A 労働時間、休日、休憩について労働基準法がまもられていない。
- ✓ B 深夜作業のあとの休みと、休日に關する解釋が正當に解釋されていない。
- ✓ C 職場の休養施設、寄宿舎に於ける施設や生活について充分な考慮が拂われていない。
- ✓ D 肉體労働がはげしいにもかかわらず加配米がない。

### 3 労働管理について

- ✓ A 看護婦本來の仕事が雑務から切り離されていないため看護婦は雑務に使われ過ぎる。
- ✓ B 交替勤務制が確立されていない。
- ✓ C 寄宿生活を事實上強要せられるため、結婚後仕事をつづけることが困難である。
- ✓ D 醫者や使用者の中には、労働基準法に對する認識や知識が缺けているものが多い。
- ✓ E 使用者の中には、労働關係や労働組合の活動に對し理解と認識に乏しいものが多いだけでなく之が正當な組合活動をささまたげようとするものがある。

4 教育について

A 現在看護婦の資質が低下しているにかゝらず、限られた数の看護婦のみが再教育を受けている現状であつて教育が廣く徹底しない。

B 新教育制度になると、就業年限が長くなるため資力の乏しいものの就學の機会を狭めることになる。

5 組織について

A 労働組合

✓ 1 現在看護婦が参加している醫療従業員組合では、看護婦と醫師と、職員との利害が對立しているため一體としての組合活動がむづかしく、看護婦としての労働条件を改善するための活動が出来にくい。

✓ 2 看護婦は労働問題や労働関係に對する認識が缺けているため、賃金や労働条件を改善するために必要な團體交渉の實力がない。

B 日本助産婦、看護婦、保健婦協會

1 現在看護を横につなぐ唯一の組織である日本助産婦、看護婦、保健婦協會は未だ設立後目淺く發展過程にあり、看護婦の労働条件や職業的地位の向上について活動し得る民主的組織

體の實力を備えるに至っていない。

看護婦の状態の改善につとめらるべき一般的方策

以上のような問題があるのに鑑み婦人少年問題審議會は看護婦の仕事により有能な婦人達の圓滑な進出を促すと共に、看護婦の福祉と地位の向上を圖り、これをより高い専門的な職業とし、社會公共の福祉を増進させるために凡そ次のような措置をとらるべきことを決議し、大臣に答申します。

I 労働基準局に對する希望

A 看護婦の給與形態をあらため、生活給、技能給を確立し獨立して生活しうる賃金額にすると共に、經營上一般賃金水準の維持の困難な事業に於ける看護婦の労働条件の低下をふせぐためホードシステムにより最低賃金制を確立し得るよう、先づ看護婦からその準備を開始すること。

B 労働基準法につき使用者、醫者、看護婦等の理解や認識に乏しいものが多いので啓蒙宣傳に一層の努力を拂うこと。

C 看護婦の労働時間、休日、休憩、寄宿舎等労働基準法の施行については特別運動期間等を設けて一層の努力を拂うこと。

2 労政局に對する希望



A 看護婦の業務が社会公共の福祉に直接関係が深いところから、労働関係やその組織活動について、正当な考え方や活動からはばまれる場合が多く、又一般に組合活動に對し、経験の乏しいものが多いので、看護婦の労働問題に對する知識や組合活動の方法等、賃金や労働条件を改善するために必要な團體交渉の實力を養う労働教育については一段の努力を拂われることを希望する。

### 3 厚生省に對する希望

A 看護業務の改善と労働管理とによつて看護婦數の不足の緩和される場合が少くないので、看護業務と雑役とを分離し雑務者を雇い入れるよう使用者に對する労働管理の指導につき、一層の努力を拂われること。

B 看護婦の技術や、資質を向上させるため現在職にあるものの再教育を更に擴大し容易にその機會を得られるよう措置すること。

C 新たに設けられる看護婦の養成機關は、就業年限が長く經濟的負擔が大きく、このため經濟力の弱いものに入學をはばむことになるから學資の一部を國家が負擔するよう努力されること

D 看護婦に對する福祉の増進と、職業的地位の向上のために必要な資料を提供すること。

### 4 文部省に對する希望

A 看護婦がより高い専門的職業として技術及地位の向上を得るため社會教育並に技術教育につき、大學、高校その他の團體で看護婦の再教育のために必要な職業補導機關の擴充に對して對策をたてるとともに啓蒙宣傳を強化すること。

B 看護婦が大學進學を希望する場合には、看護婦學校における既得の教育課程の一部を大學の課程に數えられるように取り計らわれたきこと。

### 5 日本助産婦看護婦、保健婦、協會に對する希望

A 通勤制により結婚後も長くその業務が續けられるよう、労働条件や生活の改善に對して努力せられたいこと。

B 役員は看護婦の労働組合活動にもつとよき理解をもつて接觸すること。

C 看護婦の生活事情を明かにするための調査をすること。

D 看護婦の募集に對して特別な努力をすること。

E 看護婦の労働条件や生活事情の改善、福祉増進のための研究をすること。

### 6 労働組合について

#### 労働組合

A 現在看護婦が參加している醫療従業員組合では、看護婦と醫師と職員との利害が對立して

いるため一體としての組合活動がむづかしく看護婦としての労働条件を改善するための活動が出来にくい。

B 看護婦は労働問題や労働関係に対する認識が缺けているために賃金や労働条件を改善するために、必要な団体交渉の實力がない。

#### 7 総理廳統計局に對する希望

國勢調査集計の場合、職業分類において、看護婦数を明かにすること。

#### 看護婦の状態の改善につき特に強調すべき事項

以上看護婦の状態を改善するために考慮しなければならない一般の方策の中で、賃金及び看護業務の専門化に就いては、当面一番重要であり且つ基本的な事柄であるにもかかわらず未だ何等の措置も考慮されていない現状でありますから、本委員會は特にその重要性を強調すると共に、左記事項については出来るだけ速かに實施されることを要望します。

#### 賃金について

1 労働統計調査局に於ては看護婦の賃金について、定期的調査を行いこれを公表すること。

2 労働統計調査局に於ては、現在の収入によつて維持される看護婦の生活内容につき調査を行いこれを公表すること。

3 厚生省看護課に於ては、看護婦に對する賃金水準の引上げと、賃金形態の改革を促進させるため、国立病院からその指導を強化すること。

#### 看護業務の専門化について

1 職業安定局に於ては、看護業務に對する職務分析を行いこれを公表すること。

2 職業安定局に於ては、職務分析の結果に基づき看護業務と雑務との職務内容につき明確にこれを區分し、その定義を公表すること。

3 職業安定局に於ては、明確にされた職務内容に基づき求人の開拓、紹介、あつせんに努力すること。

4 厚生省看護課に於ては、看護婦の業務基準を定め、この基準にしたがつて事業の規模別經營の種別により逐次看護業務と雑務の分離に關する指導を行うこと。

5 厚生省看護課に於ては、特別の運動期間等を設け、雇用者、看護婦、醫師、患者等に對し、看護業務の組織化に必要な教育及び啓蒙活動を實施すること。



尚以上の目的を促進させるため婦人少年局に於ては出来る限り速かに看護婦の労働事情に関する総合調査を行うとともに啓蒙活動に努力せらるべきことを勧告します。

I 労働事情の調査

労働事情については左記事項を含めた實態調査を行いこれを公表すること。

通勤、寄宿別、既婚、未婚別看護婦数

看護婦の現在従事している仕事の内容

労働時間、休日、交替の状態、休憩時間の状態

休養施設、寄宿舎に於ける施設及び生活の状態

組織活動の状態

勤続年数及び罹病率の状態

看護婦の地位向上に資するための輿論調査

2 啓蒙宣傳資料の作製

看護婦の状態の改善に必要な啓蒙活動を行うために左のような啓蒙宣傳資料を作製すること。

A 看護婦になるための職業手引

B 看護婦を使う場合使用者はその労働条件について、どんなことに気をつけねばならないか。

(調査の結果に基づいて望ましい施設など)

C ラヂオ、新聞、雑誌等に看護婦の地位の向上に必要な資料を提供し、協力を仰ぐこと。

3 地方職員の活動

特別な運動期間等を設け、啓蒙宣傳資料を中心として、看護婦に関する雇用機會の擴大、看護業務の組織化、労働条件や地位の向上につき啓蒙活動を行うこと。

昭和二十四年三月四日

婦人少年問題審議會長

藤田たき

労働大臣 鈴木正文殿